

## 橿原市監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査を橿原市監査基準（令和2年橿原市監査公表第4号）に準拠し実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和6年3月27日

橿原市監査委員	久保田幸治
橿原市監査委員	中西達也
橿原市監査委員	高橋圭一

### 令和5年度監査の結果報告について

#### 第1 監査の対象

##### 1 対象部局

企画戦略部 デジタル戦略課、人事課、人権政策課

総務部 市民協働課、市民窓口課、情報公開室

財務部 市民税課、資産税課

魅力創造部 地域振興課、昆虫館、文化財保存活用課、今井町並保存整備事務所

こども・健康スポーツ部 こども政策課、こども未来課、健康増進課、  
保険年金課、スポーツ推進課、第4こども園、  
第5こども園、晩成幼稚園、真菅幼稚園、  
香久山幼稚園、耳成南幼稚園、真菅北幼稚園、  
畝傍東幼稚園

福祉部 生活福祉課、障がい福祉課、長寿介護課

環境部 環境施設課、収集業務課

都市デザイン部 都市計画課、市街地整備課、公園緑地景観課

都市マネジメント部 建設管理課、道路河川課、公共建築課

教育委員会事務局 教育総務課、学校教育課、図書館

学校 小学校 鴨公小学校、晩成小学校、耳成小学校、今井小学校、  
真菅小学校、金橋小学校、新沢小学校、白樫北小学校、  
耳成西小学校

中学校 畝傍中学校、畝傍中学校（夜間学級）、白樫中学校

選挙管理委員会事務局

農業委員会事務局  
議会事務局 議事課  
上下水道部 経営総務課、上水道課、下水道課

## 2 対象事務

令和5年度財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（必要に応じて過年度分も対象とした。）

## 第2 監査の期間

令和5年7月18日から令和6年3月25日まで

## 第3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼とし、下記の項目を重点項目として実施した。

### 1 随意契約

地方公共団体の契約締結方法の例外である随意契約に係る事務について、業者選定や契約価格の検証等が適正に行われているか。

### 2 補助金等交付事務

市が交付する補助金等について、交付決定から変更承認、確定に至るまでの一連の事務が法令等に則り適正に行われているか、各段階における審査が適正に実施されているか。

## 第4 監査の実施内容

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、事前に関係課等から必要な資料の提出を求め、監査当日に関係職員から事情聴取するとともに、関係書類や台帳等の点検又は確認を行うことにより、加えて事務の執行が適正かつ合理的、効率的に行われているかという行政監査の視点も持ち、決算審査及び例月出納検査とも有機的に連携して監査を実施した。

また、必要に応じて物品等の照合・確認を実施した。

## 第5 監査の日程

総務部、財務部、選挙管理委員会事務局

令和5年7月18日から同年8月23日まで

福祉部、環境部

令和5年8月16日から同年9月25日まで  
魅力創造部、議会事務局

令和5年9月15日から同年10月25日まで  
こども・健康スポーツ部、学校

令和5年10月16日から同年11月27日まで  
教育委員会事務局、農業委員会事務局

令和5年11月16日から同年12月25日まで  
企画戦略部、上下水道部

令和5年12月15日から令和6年1月25日まで  
都市デザイン部、都市マネジメント部

令和6年1月17日から同年2月26日まで

## 第6 監査の結果

前記の記載事項のとおり監査した限りにおいて、各部局室の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係法令等に基づき、おおむね適正に執行されていたが、次に掲げる指摘事項については是正又は改善の必要があると認められた。

これら指摘事項について、措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、当該措置の内容を監査委員に通知されたい。

### 1 随意契約について<重点項目>

#### (1) 契約金額誤りについて

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「地自令」という。）第167条の2第1項第5号の規定により締結した令和4年度出産・子育て応援給付金給付業務委託料の契約において、郵便料金には消費税等相当額が含まれているにもかかわらず、郵便料金を含む見積総額に消費税等相当額を加算した金額により契約し、当該郵便料金に加算された消費税等相当額を過剰に支出していた。（こども・健康スポーツ部健康増進課）

#### (2) 仕様書の不備について

##### ア 仕様書の不適当な記述について

地自令第167条の2第1項第2号の規定により締結した学校保健事業委託料の契約において、当該仕様書に本来記述してはならない契約金額相当額の記述があった。（教育委員会事務局学校教育課）

##### イ 仕様書の業務内容の記載不足について

地自令第167条の2第1項第2号の規定による次に掲げる随意契約において、仕様書に業務内容の詳細の記載がなく不明確なため、契約の相手方から提出された見積価格の妥当性を判断する根拠が乏しく、適正な契約価格か否かが不明であった。

- ・食生活改善推進事業委託料（こども・健康スポーツ部健康増進課）
- ・生活習慣病等重症化予防事業委託料【一般会計】（こども・健康スポーツ部保険年金課）
- ・生活習慣病重症化予防対策事業委託料【国民健康保険特別会計】（こども・健康スポーツ部保険年金課）
- ・特定健診受診率向上委託料（こども・健康スポーツ部保険年金課）

なお、生活習慣病重症化予防対策事業委託料【国民健康保険特別会計】及び特定健診受診率向上委託料については、令和4年度の定期監査においても同様の指導を行ったが改善されていなかったため、早急に改善されたい。

### (3) 契約価格の妥当性について

地自令第167条の2第1項第2号の規定により締結した次に掲げる随意契約について、価格の検証等が適正に行われておらず、適正な契約価格か否かが不明であった。

#### ア 価格の妥当性についての検証漏れが認められたもの

- ・支援困難事案相談業務委託料（福祉部長寿介護課）
- ・市民健康講座委託料（こども・健康スポーツ部健康増進課）
- ・健康講座委託料（こども・健康スポーツ部健康増進課）
- ・歯周疾患検診委託料（こども・健康スポーツ部健康増進課）
- ・予防接種委託料（こども・健康スポーツ部健康増進課）

#### イ 価格の妥当性についての検証根拠が不十分なもの

- ・非常通報装置保守点検業務委託料（こども・健康スポーツ部こども未来課）
- ・ヘルスアップ事業委託料（こども・健康スポーツ部保険年金課）
- ・水泳指導業務委託料（教育委員会事務局教育総務課）
- ・水泳指導業務委託料（教育委員会事務局学校教育課）

#### ウ 価格の妥当性についての検証根拠が誤っていたもの

- ・支援困難事案相談業務委託料（福祉部長寿介護課）

## 2 補助金について<重点項目>

(1) 補助対象団体の非該当について

特定非営利法人榎原市手をつなぐ育成会は、榎原市における特定の団体等に対する補助金等交付要綱（平成25年榎原市告示第95号）第1条に規定される補助対象団体として、榎原市手をつなぐ育成会補助金の交付を受けていた。当該法人の解散後、活動を承継した任意団体は補助対象団体ではないにもかかわらず、当該任意団体を補助対象団体として認める手続きを経ず、同補助金の交付決定を行っていた。（福祉部障がい福祉課）

(2) 補助対象事業の該当性の確認漏れ及び会計処理の指導誤りについて

令和4年度榎原人権ネットワーク補助金について、榎原市補助金等交付規則（平成15年榎原市規則第3号。以下「補助金等交付規則」という。）第5条の規定による交付決定時の補助対象経費を大幅に上回る経費を、同第9条の規定による事業内容変更承認の審査を経ることなく、同第11条の規定による実績報告において、軽微な変更として補助対象経費と認めたとうえで、補助金の額を確定していた。

実績報告において増額された主な補助対象経費は、先進地視察に係る旅費であり、増額の原因は、同一加盟団体からの複数参加等による視察人数の大幅な増加である。また、事業の成果についての検証も不十分であった。

さらに、先進地視察に係る経費の増額に伴い、実績報告における団体の決算総額が当初予算総額を上回ったため、収支決算書において借入金として収入科目を新設して増額させ、翌年度以降の団体予算から返還させる会計処理をさせていたが、翌年度以降の団体事業費を圧縮させる結果となり、本来の補助事業の縮小にもつながるため、極めて不適切であった。（企画戦略部人権政策課）

(3) 実績報告時の審査不十分について

補助金等交付規則第11条において規定されている補助事業完了時の実績報告では、補助対象経費の支出根拠として領収書の添付を求めている。

しかし、令和4年度母子寡婦福祉会補助金について、実績報告として提出された添付書類の一部に、領収書の代用書類として納品書が含まれていた。さらに、当該納品書は補助対象団体宛てではなく、団体の会員宛てのものであった。それにもかかわらず、補助対象団体の経費として認めていたことから、厳正かつ十分な審査が行われていたとはいえない。（こども・健康スポーツ部こども未来課）

3 財産管理について

地方自治法第238条の4第7項の規定による行政財産目的外使用許可について、

前年度以前から毎年度使用を許可し、令和5年4月1日以降も引き続いて使用されていた櫃原市営香久山墓園の一部について、更新に係る使用許可手続きが漏れていた。その結果、行政財産が許可なく使用される状態が継続していた。(都市デザイン部公園緑地景観課)

#### 4 債権管理について

債権管理について、櫃原市税外債権管理条例（令和元年櫃原市条例第36号）第4条及び同条例施行規則（令和2年櫃原市規則第9号）第3条の規定により、適正な債権管理を行うため、債権管理台帳を整備することが定められている。

しかし、国民健康保険特別会計における不当利得等返還金の債権管理台帳について、交渉経過の記録漏れ並びに時効起算日の記録漏れ及び記載誤りがあった。また、債務者との交渉経過の一部を国民健康保険システムにのみ記録し、一元管理をすべき債権管理台帳への記録を怠っていた。(こども・健康スポーツ部保険年金課)

#### 5 契約について（随意契約以外）

##### (1) 公金徴収業務の私人への委託について

地自令第158条第1項の規定により、櫃原市公有財産規則（昭和39年櫃原市規則第8号）第25条第1項第3号において定められている使用料の徴収事務を私人に委託し、駐車場使用料集金業務委託契約を締結している。当該契約において、駐車場使用料集金業務委託料は月1区画当たり500円と定められており、これは、口座振替による場合の手数料1件当たり11円と比べて過大な価格となっているが、徴収方法や委託料の多寡等について見直すことなく、毎年度契約を更新していた。(企画戦略部人権政策課)

##### (2) 一般競争入札における予定価格について

地方自治法第234条の規定による一般競争入札により発注されたカン・ビン収集用プラスチック製コンテナ購入業務において、予定価格が、応札業者1社の参考見積価格に合わせて定められていた。

予定価格の設定においては、過去の実績、他自治体の類似案件、業者からの参考見積の徴取や聞き取り等の情報収集により、十分に検討する必要がある。複数の取扱業者が見当たらない中、不適切な方法により定めた予定価格は入札価格の評価基準とはならず、不適正であった。(環境部収集業務課)

#### 6 その他の指摘事項

##### (1) 公園使用料の請求額誤りについて

都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項の規定により占用を許可した公園の使用料について、一部、算定した使用料と異なる金額を請求し、徴収していた。（都市デザイン部公園緑地景観課）

(2) 旅費の不支給について

橿原市の一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和31年橿原市条例第29号）第6条に規定されている普通旅費のうち日当について、橿原市の一般職の職員等の旅費に関する条例の運用方針について（昭和48年橿原市訓令甲第1号）第12に規定されている支給対象であるにもかかわらず、支給されていなかった。（都市マネジメント部建設管理課、都市マネジメント部道路河川課）

(3) 農地転用届出書及び受理通知書における適用条文誤りについて

農地法（昭和27年法律第229号）第4条及び第5条により、農業委員会への届出が規定されている法定事務において、申請者に対する受理通知書に農地法の適用条文誤りがあった。農地法は令和5年4月1日に一部改正されていたが、当該一部改正前の条文を適用し通知していた。

なお、当該事務については、令和2年度及び令和3年度の定期監査においても同様の適用条文等の誤りがあり、指導を行ってきたところである。業務に関連する法令の改正については再度確認の徹底を行い、チェック体制を整えられたい。（農業委員会事務局）

(4) 薬品管理について

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第11条第1項及び第22条第5項において、毒物又は劇物を業務上取り扱う者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならないと定められ、毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について（平成30年7月24日付け薬生薬審発0724第1号）においては、管理簿等を備え、使用量の把握や在庫量定期点検等により、適切に在庫管理を行うよう定められている。

しかし、備えられていた薬品在庫確認表においては、毎月末の在庫量の確認にとどまり、薬品使用時の都度の記録がないため、使用量の把握が十分でないと判断した。（上下水道部上水道課）

(5) 備品管理について

備品の管理については、橿原市会計規則（昭和39年橿原市規則第10号。以下「会計規則」という。）第59条において「課等において使用中の物品の保管は、

当該課等の長がこれに当たるものとする。」と、同第60条において「1物件ごとに備品ラベル等により市有備品であることを表示しなければならない。」と定められている。

従来から、備品については各所属に対して抽出監査を行い、備品台帳に登載されているが所在不明なもの、他課等に移管しているが管理換えが行われていないもの、破損等により使用不能となっているが廃棄処分が行われていないもの等について口頭により指導し、一定の改善が図られてきたところである。しかし、以下に掲げる所属においては、抽出監査を行った備品の一部について、会計規則に基づく適正な管理がされていなかった。

- ・備品台帳への登載漏れ（総務部情報公開室）
- ・備品ラベルの貼付漏れ（こども・健康スポーツ部保険年金課、都市デザイン部市街地整備課、教育委員会事務局教育総務課）

## 7 その他の指導事項

### (1) 公金等の取扱いについて

公金等の取扱いについて、現金管理簿等の一部記載漏れ及び確認漏れ並びに日々の確認を複数の職員で行っていないものが見受けられたため、各課で作成している公金取扱マニュアルに沿った取扱いを徹底されたい。また、各課で作成した公金取扱マニュアルのうち、会計課が定める公金等取扱事務基本マニュアルに準じていないものが一部見受けられたため、早急に見直しを行ったうえ、適正な公金管理を徹底されたい。

### (2) 時間外勤務について

時間外勤務については、他律的業務の指定を受けることなく月45時間を超える時間外勤務、同一所属内での時間外勤務時間の一部職員への偏り及び慢性化が見受けられた。このような所属においては、管理職の長時間勤務の実態も確認された。また他律的業務の長期間にわたる指定や事後指定等、制度の形骸化も懸念されるところである。

過度な長時間勤務の継続は、職員の心身に不調をきたし、労働生産性の低下、さらには行政サービスの質の低下につながる。市では、ノー残業デーの終業時刻に合わせてパソコンを一斉かつ強制的にシャットダウンする取組や、職員による日直制度を廃止し、業者委託する等の新たな取組も開始された。今後これらの取組の効果検証をしながら、さらなる業務の効率化に努め、法令を遵守した適正な労務管理の徹底と時間外勤務の削減に向けた対策を講じられたい。

さらに、将来にわたり持続可能な行政運営を行うため、職員の長時間勤務を避

け、行政改革を一層推進する観点から、利用者起点でデジタルの力を活用した業務改革を進め、市民満足度を高めることのできる質の高い行政サービスの提供に努められたい。

なお、前記のほか、財務伝票の起票漏れや起票遅れ、予算科目誤り、起案等の決裁区分誤りや決裁印漏れ等、事務処理の誤謬やチェック機能が十分でなかったこと等に起因するものが散見されたので、今後の事務の執行において適正に処理するよう留意されたい。

## 第7 意見

### 1 債権管理について

債権を管理する各所管課においては、公平性の確保という観点から、適正な債権管理に取り組んでおられるところであるが、引き続き新たに未収金を発生させない予防措置をとるとともに、未収金の早期解消に努め、収入未済額を縮減されたい。

### 2 予算の執行について

予算の執行においては、計画的な事業の進行管理を行い、繰り越すことなく年度内に完了されたい。なお、やむを得ない理由により翌年度へ繰り越す事業については、1日も早く完了し、市民の利用に供するよう努められたい。

### 3 公共交通事業促進業務について

公共交通事業促進業務は、公共交通のうち、鉄道及びバスの利用が不便な地域の移動手段の確保策として、一定の地域を定めて実情に応じて行う実証運行である。今年度を初年度とし、複数年度の実証運行を予定されているが、初年度の利用実績は、費用対効果の観点から、当初目標を著しく下回る結果となった。事業の継続に当たっては、今年度の結果を分析し、合理的で効果的な公共交通事業促進業務となるよう努められたい。(都市デザイン部都市計画課)